

2.2 船舶基本情報等事前登録（外航）

2.2.1 船舶基本情報登録（WBX）

本業務では、本船単位の船舶基本情報（以下、「船舶基本情報」と呼びます）を本邦入港前に登録することができます。本業務では、船舶基本情報を登録・訂正・削除することができます。削除は、登録済の船舶が廃船等となった場合に行います。なお、とん税等一時納付の有効期間内に削除する場合は、税関に申し出た上で指示に従ってください。

登録の操作方法については、1.3.2（3）登録業務を参照してください。

入力者について

- 入力者は船会社、船舶代理店です。
- 船会社が登録する場合は、本業務で入力した「船舶運航者」と、同一の船会社である必要があります。
- 船会社が訂正または削除を行う、かつ船舶運航者に変更がない場合は、本業務で入力した「船舶コード」の船舶基本情報に登録されている船舶運航者と、同一の船会社である必要があります。
- 船会社が訂正または削除を行う、かつ船舶運航者に変更がある場合は、変更後の船舶運航者と、同一の船会社である必要があります。

船舶基本情報について

- 本業務で登録した船舶基本情報は、「外国貿易船」及び「特殊船舶」として登録されます。
- 登録した船舶基本情報は、登録後初めて開港に入港した際に税関による確認が必要です。
- 登録した船舶基本情報は、本業務の入力日または税関の確認日から一定期間経過後に削除されます。
- 「船舶コード」を変更する場合は、本業務により新規に船舶基本情報を登録する必要があります。なお、利用していた船舶基本情報にかかるとん税等一時納付の有効期間内に変更する場合は、税関に申し出た上で、指示に従ってください。
- 「船舶名称」または「純トン数」の訂正を行った場合は、税関の確認を受ける必要があります。なお、訂正を行った際に当該船舶が在港していない場合は、訂正後最初に税関へ入港届（転錨届）を提出した際に、税関による確認が必要です。
- 船舶基本情報を削除した場合は、入力した「船舶コード」に紐づく船舶運航情報、乗組員情報、旅客情報、船用品情報も合わせて削除されます。
- 「船舶運航者」が変更された場合は、船舶基本情報または船舶運航情報に登録されている船舶単位の運航情報制限が解除されます。



<申請等呼出について>

- 登録済の情報呼び出して修正することで、新規の船舶基本情報を登録することができます。
以下の情報呼び出すことができます。
 - ・船舶基本情報登録（外航）

<パッケージソフトでの業務について>

- 「船舶基本情報登録（VBX）」業務で登録した情報を、本業務で訂正・削除することができます。